

共催セミナー等の利益相反について

①共催セミナーの講演者も利益相反の対象になります。発表内容が企業利益に関係したものであれば、利益相反関係があるとみなされます。

②「共催セミナーの演題登録から遡って過去1年間の経済的利益」と「発表に関連した経済的利益（謝礼など）」はどちらも自己申告の対象になります。

③②の経済的利益があれば、発表時に利益相反ありとして、企業名を提示する必要があります。発表当日、企業より謝礼の支給がある場合は、事前に自己申告書を提出していただきます。

④発表時に利益相反なしとされていても、あとで②の経済的利益が分かった場合あるいは生じた場合には、自己申告書を提出してもらうことになります。その場合には、学会ホームページに利益相反ありとして、発表された学会、発表内容、発表者、企業名を開示することになります。

一般社団法人日本ペインクリニック学会
利益相反委員会